

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成30年6月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社福重企画 代表取締役 福重 剛

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガッツ大崎

大崎市古川穂波三丁目4番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社福重企画 代表取締役 福重 剛

仙台市太白区柳生1丁目10番13号

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後11時まで

(変更後) 株式会社ティーアンドティー 午前9時から午後11時まで

株式会社西松屋チェーン 午前10時から午後8時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで

5 変更の年月日

平成30年6月9日

6 届出年月日

平成30年5月28日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成30年6月8日から平成30年10月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。